

体育・スポーツ活動中の対人衝突事故に関する法的考察

諏訪伸夫

A Study on Judicial Decision of Accidents of Collision in Sports and Physical Education —especially Legal Liabilities of one Participant to another

Nobuo SUWA

In these days, participants of sports and physical activities have greatly multiplied in numbers. But participation in sports and physical activities carries with it's special risks. So recently the number of injuries caused by sports and physical activities has been increasing slowly but steadily. Many researchers have ever investigated and studied about accidents in sports and physical education, but a few have studied about laws of accidents in sports and physical education.

This study aims to consider judicial decision of accidents of collision in sports and physical education, especially legal liabilities of one participant to another. And the author hopes that the results of consideration will contribute to prevent injuries practically and to develop the theory of laws in sports and physical education academically.

Key words: accidents in sports and physical education, legal liability, collision of one participant with another

I 本研究の意義と目的及び方法

体育・スポーツの振興を否定する者は、誰もいないであろう。ところが、体育・スポーツ活動が活発化すればするほど、その反面、光と影の関係のように、体育・スポーツ事故^{※1)}もそれと共に増加していく傾向にある。このような体育・スポーツ事故をめぐって、事故当事者間の直接交渉でなく、訴訟によって解決を図ろうとするものがみられるが、最近になって、世間の注目を集めるような高額な損害賠償判決も出されてきている^{※2)}。米国では、社会一般に起きている現象がまさに「スポーツにも起きつつあり、スポーツもまた、「訴訟爆発」 a litigation explosion を経験しているという¹⁾。

社会現象は、これを事実的側面 de facto (by the fact) からと法的・道理的側面 de jure (by the law) からみることができる。体育・スポーツ活動も社

会現象の一つととらえられる。それゆえ、同様にこれを事実的側面からと法的側面からみることができよう。

体育・スポーツの振興のためには、体育・スポーツ事故が少なくなり、できれば皆無となればこれにこしたことはない。本研究は、実際的には、体育・スポーツ事故を法的側面からとらえて、その研究の成果を事実的側面に還元していかうとすることによって、体育・スポーツ事故発生の歯止めとなり、その減少・防止に被益・貢献せんとするものである。確かに、事故の法的責任の追及は、それが厳しくなればなるほど体育・スポーツ活動の萎縮をもたらすのではないかと³⁾、ととらえられようが、しかしながら、法的責任の追及の過程において、事故の原因や当事者の諸々の欠点や欠陥等が次第に明確化されていくものであり、その原因や欠点・欠陥等を除去しさえすれば、事故をふ

せぐことができたかもしれないという指摘をとらえれば、法的責任こそ事故の減少・防止—安全管理の重要なポイントとしてとらえることができると考えられるからである。

また、理論的には、これまで体育・スポーツ(活動)の社会科学的研究においては、体育・スポーツ事故そのものの調査・研究は相当程度なされているものの⁽⁴⁾法律面からのアプローチ、即ち、法的研究は必ずしも十分なされてきたとはいえない。それも我が国の事故判例等にとどまるものが大多数であり、外国のそれまでをも視野にいれての研究は極く僅かにしかすぎない⁽⁵⁾。それゆえ、本研究は、我が国のみならず外国(主として米国)の体育・スポーツ事故判例までをも視野にいれ、体育・スポーツ事故の法的研究の深化・充実、ひいてはいわば体育・スポーツ法理論の深化・進展に貢献することを狙いとしている。

次に、体育・スポーツ事故を法的側面から見るといってもその見方には、まさに無数といつてよいほどあり、どのように見ていくかが問われよう。そのような把握の方法には、種々様々なものが考えられるが、本研究では、体育・スポーツ活動の主体である「人」に視点を据え、人対人の活動、即ち、体育・スポーツ活動に直接参加している者によって惹起されたいわゆる衝突事故に絞って考察していこうと思う。それは、具体的にはスポーツの大衆化による体育・スポーツ活動の参加者の増大とともに活動者同志の衝突や身体的接触等—例えば、スキー人口の増大によるスキーヤー同志の衝突や身体的接触等—の増加が予想されるが、そのような接触・衝突等の傷害責任の有無をめぐるこれまでの判例の考察をすることと、また競技スポーツそれも、いわゆるコンタクトスポーツなどにおける闘争的プレーにより、しばしば激しい身体的接触・衝突がなされるが、やはり、そのような接触・衝突等の傷害責任の有無をめぐるこれまでの判例を考察することになる。なお、本研究では、衝突を狭義には、体育・スポーツ活動中、活動者同志が、偶然にぶつかった場合を考え、広義には、身体的接触—例えば、ラグビーのタックルのような意図的なぶつかりを考えており、相手への意図的暴力的殴打のようなものは本研究の対象としては考えないことにする。

II 体育・スポーツ活動中の対人衝突事故と法的責任

事故は、文字通り事故であって、いろいろな事故防止策ないし安全管理策を施しているのにもかかわらず発生する。また、事故が起きてしまった場合、一般的責任、いわゆる道義的責任以外に法律上の責任が問われることがある。これは、事故の前(事前)の措置、活動中及び事故後の対応(事後)のいずれの場合にも問われる。例えば、適切な処置をしなければ動かしてはいけない負傷者を動かして法的責任を問われたフットボールのコーチの例⁽⁶⁾は、最後の事後の典型例といえる。即ち、一般的に体育・スポーツ事故と法的責任を考える場合は、その防止、注意・監督及び救急医療・補償等との関係から、構造的にいえば、「事前—活動中—事後」が一体となったものとしてとらえられ、従って、対人衝突事故と法的責任についても同様に考えることができよう。次にこのような事故を惹起する要因について、簡潔に述べてみれば、大まかに、I. 体育・スポーツ活動参加者にかかわる要因(これは①体育・スポーツ活動者自身にかかわる要因、例えばスポーツ活動者の年令等の属性的要因と、②体育・スポーツ指導者にかかわる要因及び、③観衆などの第三者にかかわる要因がある。)、II. 体育・スポーツの固有性・特性的要因(例えばスポーツ活動の種目により危険度が異なる。)及びIII. 環境的・物的要因(場所や天候などの自然状況を含めた環境的要因と施設・設備・用具等の要因)の三要因に分けて考えられる。対人衝突事故も含め、体育・スポーツ事故は、これら三要素の単独で、あるいは二つないし三つが相互にからまって惹起されるといえる。

さて、どのような形や要因によるにしても、体育・スポーツ事故が惹起された場合、それが事故者(被害者)本人かそれ以外の者—例えば、他の体育・スポーツ活動者・プレイヤー、コーチや監督及びこれらの雇用者等、また学校教育活動中で生じれば他の児童・生徒及びその父母、教師、校長さらには学校の設置者・経営者等そしてときには全くの第三者など—に過失等があれば、免責事由を除き、一般的責任、いわゆる道義的責任以外に法律上の責任として、民事上及び刑事上の責任が問われ、さらに公務員であれば、行政上の責任が問われることになる。これら法的責任のうち、体育・スポーツ事故をめぐっては、民事上の責任

に関するものが多く、刑事上の責任については、今日、有罪とされる事例は非常に少ない。そこで以下には、法的責任の中でも民事上の責任（損害賠償責任）を中心として考究することにする。

対人衝突事故と法的責任という観点から事故を類型化してみれば、過失等があってもⅠ．免責される場合、Ⅱ．責任が問われる場合に分けられ、さらに後者は、①加害者個人に責任がある場合と②コーチやその雇用者さらに体育教師・校長及び教育委員会等の指導者や管理者等の責任とされる場合に分けられる。そこで以下には、この類型により体育・スポーツ活動中の対人衝突事故と法的責任について考察を進めていこう。

Ⅲ 対人衝突事故の際の法的責任が免責される場合

免責事由には、自己過失（いわゆる自損事故）、不可抗力、正当防衛や緊急避難⁷⁷⁾、正当行為⁷⁸⁾などがあるが⁷⁹⁾、対人衝突事故に密接にかかわるものとして、いわゆる危険受忍論と許されたる危険の法理によるものがあげられる。前者の危険受忍論については、体育・スポーツ活動は、本質的に危険を内在しているものであるとし、それに参加することは、そこから通常予測しうるような危険に同意している、という考え方である。後者の許されたる危険の法理とは、ある行為が有益な目的達成のために相当な注意義務を担保として、ある程度まで社会的相当性が認められ、違法性を阻却するものである。この許されたる危険の法理は、信頼の原則によって支えられる。つまり、ボクシングやアメリカン・フットボールのような危険を包蔵した激しいスポーツに参加する者は、互いにルールを遵守するという信頼の上にスポーツが成り立っているといえる⁸⁰⁾。そして、これから、体育・スポーツ活動に伴う危険について、次のようにとらえられている。即ち、「体育・スポーツ活動に参加している者は、では危険のすべてについて同意しているのかというと、そうではなく、同意している危険は、社会的相当性のある行為においてのものであり、それをこえるものについては許容されない」というのが我が国の判例傾向である⁸¹⁾。狭義の衝突事故判例としてこのような危険受忍論による我が国の代表的なものには、「PTA 会員によるママさんバレーボール受傷事件」（東京地裁、昭和45年2月27日判決）⁸¹¹⁾や「合気道部員稽古中

衝突死亡事件」（浦和地裁川越支部、昭和55年12月12日判決）⁸¹²⁾がある。

外国の判例では、例えば、米国の場合、ソフトボールの試合中セカンドベースで交錯して、くるぶしを負傷した「トレパーニャ対マエス事件」（1966年）で原告プレイヤーのソフトボール危険受忍を⁸¹³⁾、野球の試合でホームにヘッドスライディングしてキャッチャーと衝突して重傷を負った「レイ・パサンティノ事件」（1976年）で受傷したパサンティノの野球の危険受忍をまた⁸¹⁴⁾、スキースロープでスキーヤーとスキーインストラクターが衝突してスキーヤーが負傷した「コロラド州スキーインストラクター衝突事件」（1977年）でのスキーヤーの危険受忍を⁸¹⁵⁾、いずれも指摘し、被告に責任なしの判断を下しているなどがその典型例である。

広義の衝突事故判例については、欧米では多数の判例があるが、我が国でも近年少ないながらも判例の蓄積をみせている。例えば、危険受忍論を明確に打ち出している「長崎南高校生徒体育授業中ラグビー・タックル負傷事件」（長崎地裁、昭和58年1月21日判決）⁸¹⁶⁾をはじめとして、「熊谷高校ラグビー部員タックル負傷事件」の一審（浦和地裁熊谷支部、昭和56年3月3日判決）⁸¹⁷⁾及び二審判決（東京高裁、昭和57年11月22日）⁸¹⁸⁾があげられる。広義の衝突事故と法的責任とりわけ激しいスポーツの典型とされるラグビーとラグビーのタックルのそれについては、「長崎南高校生徒事件」において明確に判示されている。即ち、「ラグビー競技は激しい競技であって一連の攻撃、防御の動作で参加者が互いに相手方と激しく接触したり衝突することが多く、それに付随して諸種の身体的事故が発生しやすいものであり、その意味で本質的に一定の危険性を内在していると解されるから、注意義務の存否の判断にも自らそこに相応の限界が存する」。またタックルについては「生徒をして反復練習をさせたことでその注意義務は尽くされたというべきで、それ以上に生徒1人1人につきその技能の習熟を確認してはじめてタックルの実施を許可すべきであるという注意義務までは存しない」。なお、危険受忍論でなく、学校教育活動と関係なしとして被告無過失としたものに「社会人チームと対戦中、沼津商高ラグビー部員タックル死亡事件」の一審判決（静岡地裁、昭和53年3月1日）⁸¹⁹⁾及び最高裁判決（第二小法廷、昭和58年

7月8日)²⁰⁾や本人の過失を強く示唆する「諫早高校生徒ラグビー・タックル練習中、転倒重傷事件」(長崎地裁, 58年6月24日)²¹⁾がある。

欧米の判例において、上述のラグビーのタックル負傷をめぐる法的責任については、フランスに同趣旨のもの(「リセ生徒ラグビー練習中タックル負傷事件」《1969年》²²⁾)がある。ラグビーに勝るとも劣らない激しいスポーツであるフットボールやバスケットボールやホッケーなどについて、米国の場合、まず、フットボールの代表例として、15歳の初心者が出場中、選手二人にタックルされて首の骨を折り、身体麻痺を生じた『ヴァンドレル、フットボール・タックル負傷事件』(1961年)²³⁾があげられる。フットボールに類似したボールゲームにタッチフットボールがあるが、古くは、13歳の生徒が14歳の生徒にプレイ中ブロックされて脾臓と腎臓の除去という重傷を負った「タッチフットボールプレイ中、生徒腹部負傷事件」(1953年)²⁴⁾やごく近年のものとして、相手方のプレイヤーによって片目を受傷・失明した「ラッター・タッチフットボール負傷事件」(1980年)²⁵⁾があり、さらにプッシュボールといわれるもので、後ろからクリッピングされて大学生が重傷を負った「アルバニー大学生プッシュボール負傷事件」(1965年)²⁶⁾などがある。いずれもフットボール等に固有の危険を受忍していることを判示している。バスケットボールでは、古くは、ゲーム中、ルーズボールでジャンプした8歳の少年が相手プレイヤーを膝で蹴って負傷させてしまった「プレイヤー対YMCA事件」(1955年)²⁷⁾や19歳の学生が体育館でスリー・マン・バスケットボールをしているときに、相手と衝突して死亡した「ブルックリン大学生衝突死亡事件」(1965年)²⁸⁾及び最近のものとして、試合中、相手を蹴って負傷させてしまった「高校生バスケットボールゲーム中負傷事件」(1980年)²⁹⁾がある。また、ホッケー競技で、プレイ中の大学生がタックルの際に相手の膝に当てられて背骨を折るという重傷を負った「ニューヨーク州立大学生フロアホッケーゲーム中負傷事件」(1982年)³⁰⁾等々がある。しかしながら、この危険受忍論も我が国の判例と同様に、スポーツに参加することに伴う参加者が明白に予測し得る通常の結果から生じる危険や故意の悪意をもって行った行為から生じる危険までも負ってはいない、というのが通説であり、判例の一致するところ

である³¹⁾。

これまでみてきたのは、事故の際の危険受忍論であるが、しかしこのような考え方にも次のような検討すべき点⁴⁾があげられる。それは、第一に、危険受忍論における危険の同意は、スポーツ種目ごとに危険態様等が異なり、一様にとらえられず、危険の同意はスポーツ全種目をカバーするものではない。つまり、通常の競技では競技者相互の間にある特殊な関係がすでに成立して、相互にルールを遵守して競争しようという一種の約束があるとみることができると³²⁾のに対して、「各人が互いに独立してその間に競争の関係がない個人的スポーツ、例えばグレンデのスキーや街のスケートリンクのスケート」³⁾で、不特定多数の者がスキー場あるいはスケートリンクという施設の共同使用のような場合、危険への同意論は適用できるのか、という疑義である。第二に、スポーツ参加者の危険への不同意をどうするか、といういわば、同意論それ自体の不備に関してである。即ち、信頼の原則と関連して、反則による怒りや例えば、野球などでみられるビーンボールをしばしば投げられる者が、身の危険を感じたため同意を取り消したり、あるいは最初からそのような者を排除し得るのか、ということである。第三に、故意と過失との区別に関して、同意論は、故意には適用されないと考えられるが、ではボクシングにおけるローブローのようなものをどう考えるか。第四に、危険受忍論は、危険の同意がその大前提となるが、そのような同意の内容を十分に認識し、理解する能力の基準として具体的に何歳から妥当であるのか、という認識能力基準の問題等である。

我が国の判例では、危険受忍論を直接とりあげ、これを真正面から否定するものはみられないが、次節でみるようにスキー衝突事故判例に、後方から滑降してくる加害者の責任を認めるものがでてきている。スキーやスケートに関して、ドイツでは限定的危険受忍について早くから議論されてきており³³⁾、米国でも、スキーヤーの対物衝突事故においてではあるが、危険受忍を適用しないことが既に判示されており³⁴⁾、最近(1981年)、危険受忍論を認めた上掲の「ラッター・タッチフットボール負傷事件」が州最高裁の手で差し戻され、この判断について、ある有力な体育・スポーツ法学者は、危険受忍の論議に大きな一石を投じるものであると評している³⁵⁾。

IV 対人衝突事故の際の衝突者本人の責任と 指導者・管理者等の責任

米国では、危険受忍論をとらない判例もみられるが、我が国では上述したように、危険受忍論は、社会的相当性のある行為によるものであって、それを超える不注意や過失には当然適用されない。そこで以下に体育・スポーツ活動中の対人衝突事故で過失責任を問われたものについて考察を加えてみようと思う。

対人衝突事故の過失責任の態様には、大別すれば、衝突した本人自身の過失とされるもの、衝突者相互に過失有りとなされるもの及び指導者や管理者等の責任が問われるものがある。まず、対人衝突事故で衝突者本人自身のみの過失責任を判示したものは、「札幌西高校生スキー授業中衝突事件」（札幌地裁、昭和58年11月1日判決）⁴³⁶⁾と「志賀高原高天ヶ原スキー場スキーヤー衝突死亡事件」（横浜地裁、昭和60年12月18日判決）⁴³⁷⁾の二つのスキー事故判例がある。前者は、札幌市のスキー場で、スキー授業中の高校1年生にスキーヤーが後ろから衝突され重傷を負った事故で、高校生の前方注視義務違反により過失ありとされ、その指導担当教師らの過失はなく、その使用者たる北海道にも責任はないというものである。後者については、高天ヶ原スキー場のグレンデを滑走中のスキーヤーが他のスキーヤーに衝突して脳挫傷等により死亡したもので、被害者本人の過失により生じたものであり、スキー場経営者に責任はないというものである。

衝突者相互に過失ありとされたものとしては、「ホテルプール回転飛び込み衝突負傷事件」（大津地裁、昭和41年9月24日判決）⁴³⁸⁾のプールでの事故とこれもスキーの事故であるが、「極楽坂スキー場スキーヤー衝突事件」（大阪地裁、昭和61年9月29日判決）⁴³⁹⁾がある。前者の場合については、混雑しているホテルのプールで下方を確認することなく回転飛び込みをした者と漫然と飛び込み危険区域を泳いでいた者の双方に過失ありと判示し、さらに後述するようにホテル経営者にも責任ありとしている⁴⁴⁰⁾。後者については、富山県極楽坂スキー場グレンデで転倒したスキーヤーに他のスキーヤーが衝突し、相手の顔面を負傷させたもので、衝突者に、後方の滑降者としての前方注意義務を欠き、衝突され負傷した者にも退避措置等に欠いていたとしてやはり双方に過失ありとしたも

のである⁴⁴¹⁾。

これらの判例にみるように、いわゆる個人レベルの対人衝突事故の場合いづれも何らかの不注意・過失により、事故が惹起されていることが知れよう。このことについては、事故予防・安全対策の観点から、判示された事柄をそのポイントとして見れば、意義はあろう。しかしながら、体育・スポーツを指導し管理（或いは経営）する立場にある者にとっては、対人衝突事故がどのように指導者・管理者にかえってくるのか一即ち、現実的に、どのような場合に責任を問われるのかということがより関心のある事柄であろうと思われる。つまり、指導者・管理者レベルの事故責任が問われる判例を考察することにより、実際的な事故予防・安全対策への還元となるとともに、理論的レベルで一層緻密化することにより、事故予防・安全対策等が一段と緻密に推進されることになろう。

そこで、以下には指導者・管理者等のレベルの内外の判例を考察していこうと思う。その前に、体育・スポーツ事故において指導者・管理者等の法的責任がどのような場合問われるのかを若干整理しておこう。指導者・管理者等の法的責任は、具体的には、注意義務が尽くされていたかどうかということである。

その判断基準として、通例、①体育・スポーツ活動者の年齢、性別、知能度、技能度、健康度、性格等の属性的要因、②体育・スポーツ活動の種目の危険度、③体育・スポーツ活動の時間（帯）、場所、環境、天候等の状況的要因、④指導者・管理者等の施した水準等が勘案されて判断される⁴⁴²⁾そして注意義務違反の具体的なものとして、i. 事故防止・安全管理対策が不十分、ii. 指導・助言・監視等の欠如、iii. 不適切な体育・スポーツ活動の実施、iv. 事前及び事後の点検・確認の欠如・不徹底、v. 適切な応急措置の欠如等があげられる⁴⁴³⁾。

さて、我が国における対人衝突事故で指導者や管理者等及び経営者の法的責任が問われたケースは、さきの、①「ホテルプール回転飛び込み事件」のもの、ラグビー部顧問教諭の保護監督義務を認め、一方死亡した生徒にも4割の過失ありとした、②「沼津商高ラグビー部タックル死亡事件」の一審判決（東京高裁、昭和58年12月11日⁴⁴⁴⁾、しかし、後に最高裁で一部破棄差戻しとなってい

る。)及びスキー場のパトロール員が、パトロール中、グレンデで転倒していた女性スキーヤーに衝突し、右眼失明等の傷害を負わせた。③「志賀高原高天ヶ原スキー場スキーヤー衝突負傷事件」(大津地裁, 昭和41年9月24日)⁴⁵⁾がある。

①については、ホテルが飛び込み板を設けたのであれば、危険周知のために飛び込み板使用注意書きや付近水域に危険標識を設置するなどの設備をすべきであるのにしなかったと判示し、ホテルの責任を認めているが、これは、先に述べた事故の要因のなかの環境的・物的要因で、具体的には施設・設備に関するものであり、i. の事故防止・安全対策の不十分の典型例といえる。②については、実力の違う社会人と高校生とを対戦させ、参加した高校生本人に過失もあるが、死亡させた部担当教師の過失責任を判示している。これは事故要因からいえば、参加者にかかわる要因とスポーツの特性等にかかわる要因に関するものであり、i. の参加者の技能度やii. のスポーツ種目特有の危険度及びiii. の指導者の施した水準等がかかわる例である。③については、前方を注意することなく雪庇をジャンプしたパトロール員の過失を指摘し、スポーツ中の事故であっても、通常予測しうような危険の受忍に同意し、それは社会的に容認される程度のものに限られ、本件にあてはまらない、と判示している。これは、参加者にかかわる要因及びスポーツの特性等にかかわる要因に関するものであり、iii. の不適切なスポーツ活動の実施によるものといえる。

外国の場合、まずいわゆる狭義の対人衝突事故に関しては、次のようなケースがある。①不適切なスポーツ活動の実施の例で、スキーヤーとスキー学校の生徒が混み合うスキー場で衝突したが、いろいろな技能のレベルの違う人が大勢いる所で行ったスキー学校を開催した開催者に過失ありとされた「デービス対エリクソン事件」(1967年)⁴⁶⁾、②フランスのケースで、適切な指導・監督を欠いたとされた例で、体育の授業で市営プールに行った生徒が、担当教師が脱衣室でシャワーをしている間に、飛び込み台から飛び込み、プールで泳いでいた生徒とぶつかり負傷させ、教師に過失ありとされた「市営プール生徒飛び込み衝突負傷事件」(1953年)⁴⁷⁾などがある。

広義の対人衝突事故には、①不適切なスポーツ活動の実施及び適切な安全対策を欠くとされた例

で、体育の時間、48人が8つのコートで同時にバスケットボールをしている混み合う体育館で生徒が衝突負傷し、このような混み合った体育館で行われるような危険な状態を作り出した教育委員会に責任ありとされた「バウワー対教育委員会事件」(1955年)⁴⁸⁾、②やはり、不適切なスポーツ活動を行ったとされたもので、15歳の高校生がフットボールをしているとき、全米医療協会の禁止するタックルをうけ首を負傷し、身体麻痺となった責任はコーチや学区及び州競技会にあり、とした「高校生フットボール中、負傷事件」(1983年)⁴⁹⁾、③適切な事故防止及び安全対策を怠ったとされた例で、学校の休憩時間にキープアウェイフットボールでタックルされ、他の生徒が積み重なってきたため、生徒が負傷したが、学校は、そのようなかなり予期することができる危険から生徒を守る義務があるとした「プリスコ対学区事件」(1949年)⁵⁰⁾、④適切な応急措置を欠いたとされた例で、タックルされて背骨を負傷した高校のフットボールの選手が背中を固定せずコート外へ動かされたため身体麻痺となり、コーチに責任ありとした「ウェルチ対ダンスミール連合高等学区事件」(1958年)⁵¹⁾、⑤やはり適切な応急措置を欠いたとされたもので、小学校の休み時間にキックボールをしていた6年生が同級生と頭から衝突して3回も吐いたりしたのに、病院に連れて行ったのは1時間以上もたってからで、そのために左半身の不自由・頭痛等の後遺症が残ることになってしまったのは、結局は、学校の管理者である教育委員会と市の責任であるとした「パースパイバース対教育委員会事件」(1985年)⁵²⁾や、⑥適切な用具の使用・点検を怠ったものとして、例えば、15歳の少年がうまくあわないヘルメットをつけてタックルして負傷したため、父親がコーチ等を訴えたところ、コーチに5割、少年に2割そして父親に3割の過失があると判示した「リトル対ベイ・ビュー・エリア・レッド・キャッツ会社事件」(1981年)⁵³⁾などがある。

さて、上掲の内外の対人衝突事故判例において指導者や管理者(経営者等)の法的責任が問われたケースを比べてみると、狭義の衝突事故の場合は、スポーツ種目と事故態様に関していえば、内外とも、偶然にもレクリエーションなスポーツ活動のなかのインドアスポーツで水泳それもプールにおける飛び込みの際と、もう一つは、アウト

ドアスポーツのスキー滑降中におきていることがわかる。広義の衝突事故については、我が国の場合は、激しいスポーツの一つであるラグビーのタックルをめぐって生じており、米国の場合は、6例中4例が激しいスポーツであるフットボールで、それもほとんどタックルをめぐっておきていることが特徴的である。これらの判例について指導者ないし管理者の法的責任を、その防止、注意・監督及び救急医療との関連から整理してみれば、事前については、ヘルメットの着用点検の不十分さ、プールの安全設備の未設置、参加者の健康状態のチェックの欠如、適切なルールとプログラムの欠如、安全教育・訓練の不徹底、活動中については、不適切なスポーツ活動の実施、適切な指導・監視の欠如、そして事後については、受傷者の不適切な扱いと救急医療措置の遅れなどが過失責任のポイントとしてあげられる。また、体育・スポーツ活動を学校におけるものと学校以外のものに分けてみると、学校の指導者や管理者にやや強い責任が課されていことがわかる。もっとも、我が国の場合でいえば、学校の校長ないし教師は、一般的に、学校教育法により、親権者などの法定監督義務者⁵⁴⁾に代わって児童・生徒を監督する義務を負っている⁵⁵⁾ことにもよる。そして、教師の注意義務の範囲に関しては、児童・生徒の学校における教育活動及びこれと密接不離の関係にある生活関係についてのみ監督義務を負う、という見方がほぼ確立している⁵⁶⁾。それゆえ、事故が学校教育活動と関係なしとした先の「沼津商高ラグビー部員タックル死亡事件」の一審及び最高裁の判断も従来の見解を踏襲しているわけである。

このような教師の注意義務の内容・程度すなわち、指導監督義務は、児童・生徒の事理弁識能力の程度あるいは責任能力との関係でさまり、従来判例では、児童・生徒の危険判断や回避能力が低いほど、また活動に伴う危険発生率が高いほど厳格となる傾向がみられる。それゆえ、事故が起きた場合、幼児や小学校低学年の児童であれば、まず教師の責任が追及され、高校生や大学生であれば、教師の責任が追及されることは少なく、追及されるときは、その落ち度がかなりのものであると判断されたといってよい。体育・スポーツ指導者や管理者の指導・監督義務もこれに準じて考えられよう。

さて、上掲のいくつかの判例にみられるように

指導者・管理者の過失のみが問題とされるのではなく、とりわけ対人衝突事故に際して、被害者に往々にして過失がみられることがあり、過失相殺ということになる。対人衝突事故に、危険受忍論がそのまま適用されれば、以下のことは問題ないわけであるけれども、限定的危険受忍論を適用したり、さらには危険受忍論を適用しない場合には、大いに検討さるべき問題ないし課題であると思う。

即ち、人は、自分自身健康の安全保持義務を負っているが、どの程度負うべきかは、競技の種類、性質からうかがわれる危険度、年齢及び経験による⁵⁷⁾、とされる。しかしその際、問題ないし課題になるものとして、スポーツの危険度をどのように認定するかということが提起されよう。このことは指導監督義務が活動に伴う危険発生率に左右されることから非常に重要な事柄であると思われる。従来判例の多くは、対人衝突事故も含めて、いわばきわめて、主観的・経験主義的レベルでとらえ、その科学的な把握はほとんどみられない⁴⁾。危険度といっても様々にとらえられ、例えば、事故発生件数のように量的にとらえるか、その事故が重傷か軽傷かというように質的にとらえるのか、それも絶対数で把握すべきか、割合で把握すべきかという難問が山積みしている。さらに、スポーツ種目によっては、例えば技を競い合うものであれば、一つ一つその技について、その難易について検討しなければならないことになろう。一口にスポーツの危険度といっても真にその実体をつかむことは非常に難しい。しかし、法的責任を判断する際に、例えば、フットボールは、またラグビーは激しい相当危険を孕んだものであるときわめて蓋然的にとらえるのではなく、危険の中身や危険の判断根拠等について、スポーツ活動における疲労と注意力との関係なども視野に入れ、総合的・科学的な検討がなされるべきであろう。

まとめと今後の課題

本研究は、まず第一に、体育・スポーツ活動中の対人衝突事故の防止に資すべく、これまでの対人衝突事故責任をめぐる判例を狭義及び広義の衝突事故に分け、さらに活動者個人及び指導者や管理者等が法的責任を問われる場合と問われない場合とに類型化して提示した。研究対象となる判例

は、その数が多ければ多いほど有意義な示唆を得る機会も多くなる。そこで我が国の対人衝突事故判例が少ないことを補いつつ、我が国の対人衝突事故判例の特徴をよりよく知るため、主として米国の対人衝突事故判例を可能な限り具体的に提示した。

第二に、そのような対人衝突事故判例の分析・考察を通して次のようなことを指摘ないし、提起した。

- ① 体育・スポーツ活動中の対人衝突事故の法的責任については、体育活動であれ、スポーツ活動であれ、学校の指導者や管理者、具体的には体育教師や校長及び教育委員会等は、児童・生徒の学校における教育活動及びこれと密接不離の関係にある生活関係についてのみ責任を負っているという見方がほぼ確立していること。
- ② 体育・スポーツ活動中の事故の際の免責事由は、様々なものがある。その中で対人衝突事故の際の法的責任に関する免責事由として危険受忍論をとりあげ、従来の判例における危険受忍論について検討し、吟味した。その結果、危険受忍論には、確かに評価すべき合理性や妥当性を有しているものの、例えば、スキーやスケートのような不特定多数の者による施設の共同使用のような場合、危険受忍論はそのまま適用できるのかなどという疑義等を提起した。
- ③ 対人衝突事故を含め、体育・スポーツ活動中の事故の際、危険受忍論が適用されない場合、等法的責任が免責されない場合、過失責任の程度の判断になる。その判断の一つの基準として示されているスポーツの危険度について、従来の判例はきわめて主観的・経験主義的レベルでとらえられており、より厳密な法的判断のためには総合的・科学的な検討がなされるべきことを提起した。

本研究は、いわば体育・スポーツ法学という非常に大きい領域のほんの一角にふれたにすぎない。体育・スポーツ事故と法的責任にしても本研究のような対人に加えて対物・環境・自然とか体育・スポーツ種目ごとに内外の比較をすとか残されたそして究明すべき課題はあまりにも多くかつ大きい。本研究については、外国といっても米国が主になってしまった。例えば、スキーなどはドイツをはじめスイスやオーストリアにはその研究成果も多いと聞く。それらとも比較考量して本

研究を深めていく必要がある。

(注)

- 1) 本研究では体育・スポーツ事故という場合の体育事故は、身体活動ないし身体運動を通して行われる教育活動中に起きた事故ととらえている。またスポーツ事故とは、いわゆるスポーツ活動中に起きた事故のことで、その際のスポーツとは、ここでは国際スポーツ・体育協議会 ICSPE の第三回総会での宣言文 Declaration on Sport にいう「遊戯の性格をもち、自己や他人との競争、あるいは自然的な要素との対決を含むすべての身体活動」としてとらえている。体育事故は、即スポーツ事故ではないが、学校でスポーツを、例えばサッカーや柔道などを教育内容として教えたり、あるいはそれらを通して健康・体力の増進を図り、知・徳・体の調和のとれた人間を育成しようとする過程において事故が惹起されれば、この場合、スポーツ事故は体育事故ともいえる。
- 2) 例えば、ごく最近では、1987年10月23日に「福岡県立高校生ラグビー練習中負傷事件」で、福岡地裁は重傷を負った原告元ラグビー部員の訴えを認め、被告福岡県に1億3,346万円の損害賠償金の支払いを命ずる判決を下した。(朝日新聞, 1987年10月23日) なお、これまでの確定した損害賠償の最高は、「横浜私立中学生プール走飛込負傷事件」(最高裁判所, 昭和62年2月26日)のもので、1億3,125万円であった。
- 3) 例えば、子ども会主催のハイキング中、9歳の男子が川で水死した「津市子ども会事件」で津簡易裁判所は、ボランティアである引率者の責任を認め、526万円の支払いを命じたが、責任を問われた引率者の一人は、「この判決で子ども会指導者のなり手がなくなるのではないかと心配です。」(朝日新聞, 1983年4月28日)と語っていることが伝えられている。
- 4) 例えば、学校管理下の体育・スポーツ事故実態調査に関しては、日本体育・学校健康センターによる「学校管理下の災害—基本統計—」が1973年から1986年までに10集、報告されている。スポーツ事故に関しては、財団法人スポーツ安全協会による「スポーツ等活動中の傷害調査」が1973年より1987年までに9集、報告されている。また、「事故事例集」(例えば、①高等学校死亡事故事例集, 1981年や②小学校・中学校廃疾事故事例集, 1980年及び③小学校・中学校死亡事故事例集, 1979年)が日本学校安全会(日本学校健康会を経て1985年の法改正により日本体育・学校健康センターとなる。)より出されている。事故の研究については、日本体育学会のここ数年の研究報告をみても、時

- に報告のない年もみられるが、熱心な研究報告がなされている。マニュアル的なものも含めれば多数あり、単行本のみに関りそれも1975年以後のものをあげれば、例えば、①早川芳太郎、西田泰介、野沢要助、石井紳三編：『体育・スポーツの事故と対策、第一法規、1975.』、②伊藤 進、金田茂郎編著：『子どもの安全白書、総合労働研究所、1978.』、③木庭修一、山川岩之助共著：『改訂水泳の段階的指導と安全管理、ぎょうせい、1978.』、④文部省編：『小学校安全指導の手引き・中学校安全指導の手引き（改訂版）、1987.』、⑤中村俊夫：『スポーツ事故いざというとき、オリエント書房、1975.』、⑥日本学校安全会編：『中学校における器械運動・体操競技事故防止必携、1979.』、⑦下村哲夫監修：『学校事故の的確な処理事例集、文教書院、1982.』、⑧スポーツ安全協会編：『安全登山必携、1975.』、⑨高田典衛：『運動事故とその防ぎ方、明治図書、1979.』、⑩渡辺 茂、宇留野藤雄編：『安全の教育、開隆堂、1975.』等がある。
- 5) 例えば、単行本では、①学校事故研究会編：『学校事故の事例と裁判、総合労働研究所、1977.』、②伊藤 堯：『増補体育・スポーツ事故判例の研究、道徳書院、1977.』、③伊藤 堯：『体育法学の課題、道徳書院、1980.』、や雑誌では、石川良雄：『フランス判例における教師の諸問題、判例タイムズ、July 15, No. 598, 2-17 1987.』等がある。
- 6) Nygaard, G. and Boone, T.H.: *Coaches Guide to Sport Law*, Human Kinetics Publishers, Inc., 70, 1985. なお、注51)も参照。
- 7) 民法720条参照。
- 8) 民法822条及び学校教育法11条参照。なお、本研究では、遊戯を考察の対象としていないが、例えば、遊戯中の事故は、正当行為の結果として違法性が阻却される、とするのが通説、判例の傾向であり、対人衝突事故の例として、「舟掘小学校児童回旋塔負傷事件」（東京高裁、昭和59年4月26日判決）がある。判例については、判例時報、1118号、182、1984.を参照。
- 9) 米国の場合は、これらに加えて政府免責（governmental immunity, sovereign immunity）があるこの原則は、州や学区・教育委員会及び学校等の行政機関は、不法行為責任を免れるというもので従来支持されていたが、今日約80%の州で廃止されている。
- 10) 判例傾向の指摘としては、教育法規研究会編：『私学関係判例研究、財団法人日本私学教育研究所、204-205、1982.』を参照。この代表的な判例としては、「柔道稽古中、初心者負傷事件」（静岡地裁沼津支部昭和47年10月19日判決）や「高校空手部下級生暴行受傷事件」（熊本地裁、昭和50年7月14日判決）及び「東京農大ワンダーフォーゲル部事件」（東京地裁、昭和41年6月22日判決）などがあげられる。これらの判例については、教育判例研究会編：『学校事故学生処分判例集、ぎょうせい、1987年の第8節、クラブ活動 p. 973以下を参照。
- 11) 小学校のPTA会員である母親達9人制のバレーボールの試合で、スパイクをした者が相手方の一人と衝突し、膝部に負傷させた事件である。判例時報、判例時報社、594号、77、1970.参照。
- 12) 大学の合気道部員が夏季合宿中、投げられて倒れていたところへ、他のものがなげられて互いに衝突して、先に投げられた者が死亡した事件である。判例時報、判例時報社、1019号、111、1981.参照。
- 13) California Reporter., ウェスト社 West Publishing Company（以下、W. Pub. Co. と略称）、51巻、575、1966.を参照。（以下、判例については注記判例集等を参照。）
- 14) New York Supplement（以下 N.Y.S.と略称）、W. Pub. Co., 第2シリーズ、383巻、639、1976.
- 15) Federal Reporter（以下 F. と略称）、W. Pub. Co., 第2シリーズ、557巻、730、1977.
- 16) 判例時報、判例時報社、1072号、126、1983.
- 17) 文部省内学校事故判例集研究会編集：『注解学校事故判例集、第一法規、497の157、1987.』
- 18) 判例タイムズ、判例タイムズ社、490号、68、1983.
- 19) 文部省内学校事故判例研究会編集：『注解学校事故判例集、第一法規、499の7、1987.』
- 20) 判例時報、判例時報社、1089号、44、1983.
- 21) 文部省内学校事故判例研究会編集：『注解学校事故判例集、第一法規、497の242、1987.』
- 22) 正規の教育の一環として行なわれたラグビーの練習試合中、タックルされた生徒が負傷した事件で、体育教師に過失なしと判示された。石川良雄、前掲書、p. 8を参照。
- 23) Pacific Reporter（以下 P. と略称）、W. Pub. Co., 第2シリーズ、360巻、282、1961.
- 24) P., W. Pub. Co., 第2シリーズ、253巻、1、1953.
- 25) Atlantic Reporter, W. Pub. Co., 第2シリーズ、423巻、1035、1980.
- 26) N.Y.S., W. Pub. Co., 第2シリーズ、260巻、256、1965.
- 27) N.Y.S., W. Pub. Co., 第2シリーズ、144巻、256、1955.
- 28) N.Y.S., W. Pub. Co., 第2シリーズ、214巻、767、1961.
- 29) Northeastern Reporter（以下、N.E.と略称）、W. Pub. Co., 第2シリーズ、406巻、157、1980.
- 30) N.Y.S., W. Pub. Co., 第2シリーズ、456巻、863、1982.
- 31) Yasser, R.L.: *Torts and Sports*, Quorum Books,

- 5-7, 1985この種の判例としては、ソフトボールの試合中、セカンドベースに滑り込んだ走者が、ダブルプレーをはばももうとして左腕を突き上げて二塁手を負傷させた「ブルーケ対ドブレチン事件」(1976)や体育のバスケットボールの授業中、高校生が同級生に頭を蹴られて負傷した「バスケットボール授業中、高校生負傷事件」(1980)などがある。
- 32) 楠本安雄, 「遊戯・スポーツ中の事故と違法性」林・中務(共編), 判例不法行為法, 有信堂: 1961, p. 147.
- 33) Schroeder, F.C., 「Sport and Strafrecht」Schroeder, F.C., Kaufmann, H. (hrsg.), Sport und Recht, de Gruyter: 1972, p. 21-41.
- 34) Appenzeller, H.: Sports and Law, the Michie company, 244-245, 1985
- 35) Appenzeller, H. and C.T. Ross, J.D.: Summer Football Program Injury becomes the basis of a lawsuit, Sports and the Courts, vol. 3, No. 3, 7, 1982.
- 36) 教育判例研究会編集: 学校事故学生処分判例集, ぎょうせい, 161・126, 1987.
- 37) 判例時報, 判例時報社, 1209号, 53, 1986.
- 38) 判例時報, 判例時報社, 473号, 92, 1967.
- 39) 昭和60年(ワ)第7902号損害賠償請求事件, 大阪地裁判決原文写。
- 40) 泳いでいた原告と飛び込みをした被告らの過失割合は五分五分とされ, さらに飛び込みをした者とホテル経営者がそれぞれ12万余円を支払うことになった。
- 41) この事故は当事者同志で過失相殺がなされ, 転倒していたスキーヤーが衝突したスキーヤーに損害賠償を求めたが, 転倒していたスキーヤーにも4割の過失責任があるとされた。
- 42) 注意義務を内容的にみれば, 危険予見義務と危険回避義務よりなる。
- 43) 大場義夫・重松鷹泰・篠塚昭次・永井憲一監修: 小学校編, 学校事故の対策と法律, 学研, 34, 1977.
- 44) 判例時報, 判例時報社, 958号, 63, 1980.
- 45) 判例時報, 判例時報社, 393号, 17, 1965.
- 46) F., W. Pub. Co., 第2シリーズ, 345巻, 350, 1967.
- 47) 石川: 前掲書, p. 7.
- 48) N.Y.S., W. Pub. Co., 第2シリーズ, 140巻, 1671, 1955.
- 49) P., W. Pub. Co., 第2シリーズ, 668巻, 385, 1983.
- 50) Washington Reports, W. Pub. Co., 第2シリーズ, 1巻, 697, 1949.
- 51) P., W. Pub. Co., 第2シリーズ, 326巻, 633, 1958.
- 52) N.E., W. Pub. Co., 第2シリーズ, 482巻, 1061, 1985.
- 53) Appenzeller, H. and C.T. Ross, J.D.: Sports and the Courts, vol. 2, No. 3, 4, 1981.
- 54) 民法714条1項参照。
- 55) 民法第714条2項参照。
- 56) ふざけあって, 男子の閉めた防火扉に追いかけていった女子が衝突した事故で判示されている。「中学生防火扉衝突事件」(東京地裁, 昭和40年9月9日判決), 最高裁判所事務総局編: 下級裁判所民事判例集, 16巻, 9号, p. 1408.を参照。
- 57) 例えば, 「体操部高校生重傷事件」(山形地裁, 昭和52年3月30日判決), 判例時報, 873号, 83, 1977.を参照。

引用及び参考文献

- 1) Baily, J.A. and Matthews, D.L.: Law and Liability in Athletics, Physical Education and Recreation, Allyn and Bacon Inc., xiii, 1984.
- 2) 伊藤 堯: 体育法学の課題, 道和書院, 79-82, 1980
- 3) 楠本安雄, 「遊戯・スポーツ中の事故と違法性」林良平・中務俊昌(共編), 判例不法行為法, 有信堂: 1961, p. 147.
- 4) 相良惟一編: 私学と裁判, 教育開発研究所, 325-346, 1983